**令和７年度第１回大阪府障がい者介護給付費等不服審査会**

**議事概要**

**日　時　令和７年７月11日（金曜日）**

**午後２時30分から午後３時30分**

**場　所　大阪府男女共同参画・青少年センター**

**（ドーンセンター）大会議室１**

【出席委員】

　　赤木　直哉　　委員　　　東　　泰敬　　委員　　　大橋　さゆり　委員

　　小名　京子　　委員　　　小尾　隆一　　委員　　　後藤　浩之　　委員

　　阪本　栄　　　委員　　　島田　泰輔　　委員　　　寺田　一男　　委員

　　長宗　政男　　委員　　　中村　昌司　　委員　　　西山　美知　　委員

　　浜田　仙子　　委員　　　福島　豪　　　委員　　　前川　たかし　委員

　　宮川　松剛　　委員　　　三好　忍　　　委員　　　山﨑　康一郎　委員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 以上、18名

１．あいさつ

　　□　障がい福祉企画課長より挨拶

２．委員等紹介

　　□　事務局：出席委員の紹介

３．会長の選出

　　○　委　員：阪本委員の推薦

　　　　　　　　「前任期より会長として円滑な議事進行を行っていただいた、障がい者施策に精通しておられる前会長の阪本委員が会長に適任。」

　　○　全委員：異議なし（全出席委員同意）

　　　⇒ 決定 ：阪本委員の会長就任

４．開会

　　□　事務局：開会の宣言

　　　　　　　　過半数の委員の出席により、会議が有効に成立していることの報告

５．報告事項

　大阪府障がい者介護給付費等不服審査会及び審査請求の状況について

　　□　事務局：〔資料１〕〔資料２〕〔資料３〕の説明

　　○　委　員：大阪の不服審査請求の状況は、他府県と比べて多いのか、少ないのか、どういう状況か。どういう特徴があるのか。

　　□　事務局：大阪府の特性については、都市部である特性から、社会参加としての移動支援に係るサービスに一定のニーズがあり、これに伴い、同行援護サービスに係る支給決定に関する審査請求が増加している。

　　　　　　　　他府県の状況は、現状把握していない。

　　○　委　員：審査会の案件について、ここ数年「棄却」が多いが、法律に抵触するような案件はないということか。

　　□　事務局：処分庁である市町村が、それぞれ定められた法令等に基づき適切に決定しているということである。

６．審議事項

(1)合議体の構成について

　　□　事務局：事務局案〔資料４〕の説明

　　○　委　員：どの合議体を開催するかについて、何かルールはあるのか。

　　□　事務局：審議していただく案件により、各委員の専門性を踏まえて、また、各委員のスケジュールも加味して、最適な合議体を会長に御判断いただいている。

　　○　委　員：合議体の構成について、他府県の情報を持っているか。

　　□　事務局：合議体の構成について、他府県の情報は持ち合わせていない。先ほどの審査請求の他府県の状況も含めて、他府県の照会について事務局で検討させていただきたい。

　　○　会　長：その他質問なければ、今回の事務局案でいかがか。

○　委　員：異議なし

　　○　会　長：「案のとおり指名・決定する」

　　　⇒ 議決 ：第一合議体から第四合議体の委員数・委員の指名等

(2)任期途中の委員改選時における合議体の構成について

　　□　事務局：事務局案〔資料５〕の説明

　　〇　委　員：任期途中の委員改選時における合議体の構成について、他府県がどのような運用をしているか気になるところなので、調べていただきたい。

　　□　事務局：先ほどの件とあわせて対応を検討させていただきたい。

　　○　会　長：その他質問なければ、今回の事務局案でいかがか。

○　委　員：異議なし

　　○　会　長：「案のとおり決定する」

　　　⇒ 議決 ：これまでと同様、後任委員が引き続き前任委員の合議体の構成委員となり、構成委員を変更する理由がない場合、会長の決定をもって審査会の指名とする。

(3)合議体の長の選出について

　　□　事務局：事務局案〔資料６〕の説明

　　○　委　員：特に異議があるわけではなく、意見である。

合議体の指名があるごとに合議体の長を指名するとのことであるが、例えば任期最初の総会の場において合議体の長を指名すると運用で決めておけばいいのではないか。

合議体の案件ごとに合議体の長を指名しなくてもよいのではないか。

□　事務局：これまでは合議体の開催ごとに合議体の長を互選するとし、総会において決していたところ。今回は、そこを会長に一任していただくという事務局案とさせていただいたところであり、委員のお示しのあった御意見もあわせて御審議いただきたい。

　　○　委　員：他府県の不服審査会での運用も確認いただき、より効果的な運用があればと思う。今回は事務局案の提案に異議がないので、このままでよいかと思う。

　　○　会　長：選出案をいただいているところであるが、今後は他府県の運用を調べてもらうこととし、今回は事務局案でいかがか。

　　○　委　員：異議なし

　　○　会　長：「案のとおり決定する」

　　　⇒ 議決 ：各合議体開催前に各合議体構成委員から会長が指名することをもって審査会の指名とする。

７．閉会

　　□　事務局：障がい福祉企画課長より挨拶

　　□　事務局：閉会の宣言